

本件事故当時、飯舘村に居住していた申立人が、避難費用（生活費増加分を含む）、就労不能損害及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

平成〇〇年（東）第〇号 和解仲介手続申立事件

申立人 X

被中立人 東京電力株式会社

和解契約書

- 1 被申立人は、申立人に対し、平成23年3月11日から平成23年11月30日までの損害として金254万3381円の支払い義務があることを認め、（省略）。

（内訳）

| | |
|---------|--------------------------|
| 避難費用 | 1万6000円 |
| 生活費増加費用 | 59万9716円 |
| 就労不能損害 | 101万3665円（月額20万2733円の割合） |
| 精神的損害 | 117万円（月額13万円の割合） |
| 一時立入費用 | 4万4000円 |
| 小計 | 284万3381円 |
| 仮払補償金 | -30万円 |
| 支払額 | 254万3381円 |

- 2 申立人と被申立人は、本件に関し、第1項の損害内訳記載の各項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。
- 3 申立人と被申立人は、第1項記載の精神的損害を除くほか、同項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月9日

（仲介委員 仁科豊）